明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（総務五五）　一
○下水道法施行規則の一部を改正する省令（国土交通六二）　六
〔告　示〕
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるリビアのカダフィ革命指導者及びその関係者を指定する件の一部を改正する件（外務二九九）　八
〔公　告〕
諸事項
官庁
公示送達関係　九
裁判所
破産、免責、再生関係　一五
特殊法人等
税理士登録者・証票無効・登録抹消関係　一九
地方公共団体
公示送達関係　二三
会社その他
会社決算公告　二五

省令

○総務省令第五十五号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、及び住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二から別表第五までの規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月十九日

総務大臣　寺田　稔

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法別表第二の総務省令で定める事務）	（法別表第二の総務省令で定める事務）
第二条　［略］	**第二条**　［同上］
［2～16　略］	［2～16　同上］
17‖　法別表第二の五の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	［新設］
一　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第二十五条の二第一項（同法第二十五条の三の二第四項において準用する場合を含む。）の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	
二　水道法第二十五条の七の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	
18‖　法別表第二の五の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	17‖　法別表第二の五の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～十　略］	［一～十　同上］
19‖　法別表第二の五の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	18‖　法別表第二の五の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～四　略］	［一～四　同上］
20‖　法別表第二の五の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	19‖　法別表第二の五の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～十五　略］	［一～十五　同上］
21‖　法別表第二の五の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	20‖　法別表第二の五の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六　略］	［一～六　同上］